

梅ヶ枝中央会計

承継タイミングの検討

Q 生前贈与を行う際の留意点は？

A 一定のスケジュールリングを行い、株価が下がった時点で承継者に売却もしくは贈与するタイミングの検討が必要です。

→平成 28 年度税制改正対応

【贈与・相続における株式評価】

オーナーから親族承継者への株式贈与・相続は、以下のとおり、原則的評価方式となります。

株主の形態	株主の区分		株主の区分	評価方式	
	取得後の議決権割合が5%以上	取得後の議決権割合が5%未満			
同族株主のいる会社	同族株主	取得後の議決権割合が5%以上	支配株主	原則的評価方式 (純資産価額・類似業種比準方式)	
		取得後の議決権割合が5%未満			中心的な同族株主がいない場合
					中心的な同族株主がいる場合
	同族株主以外の株主	少数株主	特例的評価方式 (配当還元方式)		
同族株主のいない会社	議決権割合の合計が15%以上のグループに属する株主	取得後の議決権割合が5%以上	支配株主	原則的評価方式 (純資産価額・類似業種比準方式)	
		取得後の議決権割合が5%未満			中心的な株主がいない場合
					中心的な株主がいる場合
	議決権割合の合計が15%未満のグループに属する株主	少数株主	特例的評価方式 (配当還元方式)		

・「同族株主」…課税時期におけるその株式の発行会社の株主の内、株主の1人及び同族関係者の有する議決権の合計数が、発行会社の議決権総数の30%以上である場合におけるその株主及び同族関係者をいう。ただし、その会社に議決権割合50%超のグループがある場合には、そのグループに属する株主のみが同族株主となる。(財基通 188)

・「同族関係者」…下記の①～⑤に該当する者。
 ①当人と親族(配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族)、②当人と内縁関係にある者、個人的使用人、その他生活の援助を受けている者、③①及び②に議決権の50%超を保有されている会社、④①～③に議決権の50%超を保有されている会社、⑤①～④に議決権の50%超を保有されている会社

・「中心的な同族株主」…同族株主の1人並びにその配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族(これらの者が有する議決権割合の合計が議決権総数の25%以上である会社を含む)の有する議決権の合計数が発行会社の議決権総数の25%以上である場合におけるその株主をいう。(財基通 188(2)後段)。

・「中心的な株主」…同族株主のいない会社の株主で、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が発行会社の議決権総数の15%以上である株主のグループに属し、単独で10%以上の議決権を有している株主がいる場合におけるその株主をいう。

・法人税の評価減の規定上、「中心的な同族株主」がいる場合…「小会社」に該当(法其通 9-1-14(2))

原則的評価方式とは、会社の規模により、類似業種比準価格方式と純資産価額方式の選択比率が異なります。

【改正前】

・従業員数が100人以上の会社は大会社となります。
 ・従業員数が100人未満の会社は以下の表にて会社区分を判定します。
 ・具体的には、①総資産価額と②従業員数を比較していずれか下位の区分を選択し、その結果と③取引金額の区分とを比較していずれか上位の区分が判定結果となります。

①総資産価額(帳簿価額)			②従業員数	③取引金額			会社規模(類似の加味割合)
卸売業	小売・サービス業	その他の業種		卸売業	小売・サービス業	その他の業種	
20億円以上	10億円以上	10億円以上	50人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社
14億円以上	7億円以上	7億円以上	50人超	50億円以上	12億円以上	14億円以上	中会社(0.9)
20億円未満	10億円未満	10億円未満		80億円未満	20億円未満	20億円未満	20億円未満
7億円以上	4億円以上	4億円以上	30人超	25億円以上	6億円以上	7億円以上	中会社(0.75)
14億円未満	7億円未満	7億円未満	50人以下	50億円未満	12億円未満	14億円未満	

7,000万円以上 7億円未満	4,000万円以上 4億円未満	5,000万円以上 4億円未満	5人超 30人以下	2億円以上 25億円未満	6,000万円以上 6億円未満	8,000万円以上 7億円未満	中会社 (0.6)
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社

【平成 28 年度税制改正後】

・従業員数が70人以上の会社は大会社となります。
 ・従業員数が70人未満の会社は以下の表にて会社区分を判定します。
 ・具体的には、①総資産価額と②従業員数を比較していずれか下位の区分を選択し、その結果と③取引金額の区分とを比較していずれか上位の区分が判定結果となります。

①総資産価額(帳簿価額)			②従業員数	③取引金額			会社規模(類似の加味割合)
卸売業	小売・サービス業	その他の業種		卸売業	小売・サービス業	その他の業種	
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超 70人未満	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社
4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超 70人未満	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	中会社(0.9)
2億円以上 4億円未満	2.5億円以上 5億円未満	2.5億円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3.5億円以上 7億円未満	2.5億円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	中会社(0.75)
7,000万円以上 2億円未満	4,000万円以上 2.5億円未満	5,000万円以上 2.5億円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3.5億円未満	6,000万円以上 2.5億円未満	8,000万円以上 2億円未満	中会社(0.6)
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社

会社の規模・内容	株主の形態	支配株主(原則的評価)		少数株主(特例的評価)
		原則	選択	
一般の評価会社	大会社	類似業種比準方式	純資産価額方式	配当還元方式
		併用方式(類似×0.9+純資産×0.1)	純資産価額方式	
	中会社	併用方式(類似×0.75+純資産×0.25)	純資産価額方式	
特定の評価会社※	小会社	併用方式(類似×0.6+純資産×0.4)	純資産価額方式	配当還元方式
		純資産価額方式	併用方式(類似×0.5+純資産×0.5)	
	標準要素1の会社	純資産価額方式	併用方式(類似×0.25+純資産×0.75)	
	株式保有特定会社※1	純資産価額方式	S1+S2方式※3	
土地保有特定会社※2	開業後3年未満の会社等 開業前又は休業中の会社	純資産価額方式		
		純資産価額方式		
		純資産価額方式		
清算中の会社	清算分見込込金に基づき評価			

※1 株式保有特定会社…株式保有割合(評価会社の有する各資産の価額の合計額のうち占める株式等(新株予約権付社債を含む)の価額の合計額の割合)が50%以上である会社(財基通 189(2))…大会社について25%からも50%に平成 25 年 5 月改正)

株式の価額・総資産価額…相続税評価額によって計算した金額
 ※2 土地保有特定会社…会社区分に応じ、土地保有割合が次のようになる会社(財基通 189(3))
 土地等の価額・総資産価額…相続税評価額によって計算した金額

会社区分		土地保有割合
大会社		70%以上
中会社		90%以上
小会社	卸売業	① 総資産価額(帳簿価額、以下同じ)20億円以上
		② 総資産価額 7,000万円以上、20億円未満
		③ 総資産価額 7,000万円未満
	小売・サービス業	④ 総資産価額 10億円以上
		⑤ 総資産価額 4,000万円以上、10億円未満
		⑥ 総資産価額 4,000万円未満
	卸売業及び小売・サービス業以外	⑦ 総資産価額 10億円以上
		⑧ 総資産価額 5,000万円以上、20億円未満
		⑨ 総資産価額 5,000万円未満

※3 S1+S2方式…所有財産を株式(S2)とその他の資産(S1)に区分して、S2は純資産価額方式で評価し、S1に「一般の評価会社の原則的評価方式」の適用も受けられるよう評価する簡易評価方式。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできません

梅ヶ枝中央会計

新株予約権付社債の価額、新株予約権付社債に係る利息の額を加味して計算。

※4 特定の評価会社の判定順序

清算中の会社→開業前又は休業中の会社→開業3年未満の会社又は比率要素ゼロの会社→土地保有特定会社→株式保有特定会社→比率要素1の会社→一般の評価会社

【一般の評価会社…類似業種比準方式】

税目	特徴	計算式
類似業種比準方式	評価対象会社と同業種の上場企業の株価をベースに、評価対象会社と同業種企業の配当、利益(所得)及び簿価純資産(税務上の利益積立金)を比較して、株式を評価する方法	<p>【改正前】</p> $\text{類似業種の平均株価(A)} \times \frac{\frac{\text{㊸} + \frac{\text{㊹}}{\text{C}} \times 3 + \frac{\text{㊺}}{\text{D}}}{5} \times 70\%(60\%, 50\%)}{1} \times \frac{\text{1株当たりの資本金額}}{50 \text{円}}$ <p>B、C、D: 評価会社の配当、利益、簿価純資産(50円ベース) ㊸、㊹、㊺: 類似業種の配当、利益、簿価純資産(50円ベース) 1. 評価会社の利益がゼロの場合、分母は3とする。 2. 割引率は大会社70%、中会社60%、小会社50% 3. 評価会社の配当…直前期末以前2年間における剰余金の配当金額(将来毎期継続することが予想できない金額を除く。)の合計額の2分の1に相当する金額 4. 評価会社の利益…直前期末以前1年間における法人税の課税所得金額(非経常的な利益の金額を除く。)に、一定の調整 5. 評価会社の簿価純資産…直前期末における資本金等の額及び法人税申告書別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額の合計額</p> <p>【平成28年度税制改正後】</p> $\text{類似業種の平均株価(A)} \times \frac{\frac{\text{㊸} + \frac{\text{㊹}}{\text{C}} \times 1 + \frac{\text{㊺}}{\text{D}}}{3} \times 70\%(60\%, 50\%)}{1} \times \frac{\text{1株当たりの資本金額}}{50 \text{円}}$ <p>㊸、㊹、㊺: 評価会社の配当、利益、簿価純資産 B、C、D: 類似業種の配当、利益、簿価純資産 1. 類似業種の平均株価 課税時期の属する月以前2年間の平均株価も考慮に入れることとなった。 2. 割引率は大会社70%、中会社60%、小会社50% 3. 配当 (評価会社)直前期末以前2年間における剰余金の配当金額(将来毎期継続することが予想できない金額を除く。)の合計額の2分の1に相当する金額(類似業種)課税時期の属する年の1株当たり配当金額 4. 利益 (評価会社)直前期末以前1年間における法人税の課税所得金額(非経常的な利益の金額を除く。)に、一定の調整(類似会社)税引前当期純利益を基に計算。 5. 簿価純資産 (評価会社)直前期末における資本金等の額及び法人税申告書別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額の合計額(類似業種)財務諸表における資産と負債の差額である純資産の部の合計額を基に計算。 「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの年利益金額」及び「1株当たりの簿価純資産価額」は、財務諸表(連結財務諸表を作成している標本会社)にあつては、連結財務諸表に基づき算定する。</p>

【一般の評価会社…純資産価額方式】

純資産価額方式	評価時点の時価純資産額(相続税評価額)をもって株式評価を行う方法	総資産・負債の相続税評価額純額金額(※1)－評価差額に対する法人税額等相当額(※2) × 80%(100%)(※3) 課税時期の発行済株式総数(自己株式数を除く)
---------	----------------------------------	---

※1 総資産(※4)・負債(※5)の相続税評価額総論

- ・帳簿価額…「税務計算上の価額」で会社計上額に税務上の加算、減算を行った金額。
- ・評価時点…原則として課税時期を評価時点(仮決算)。ただし、直前期末から課税時期までの間の資産及び負債について著しい増減がないと評価額の計算に影響が少ない場合は、直前期末基準によることも認められている。
- ・BSに資産として計上されていないもの…自然発生借地権、無償取得の借地権、営業権等は相続税法に規程する資産に該当
- ・BSに資産として計上されているもの…前払費用、繰延資産、繰延税金資産等で課税時期において換金できず経済取引の対象となりえないものは財産性のないものとする

※2 評価差額に対する法人税額等相当額…財産評価基本通達の一部改正について(法令解釈通達)により、186-2が改正

- ・平成27年4月1日以後に相続、遺贈または贈与…38%
- ・平成28年4月1日以後に相続、遺贈または贈与…37%

※3 80%評価について

- 小会社・中会社で、同族株主等の議決権割合が50%以下の場合は、純資産価額の80%相当額を評価額とする。
- なお、純資産価額方式以外でも、以下の場合は80%評価が可能
 比率要素1の会社、株式保有特定会社、土地保有特定会社、開業3年未満の会社等、開業前又は休業中の会社

※4 主な各資産の相続税評価額(仮決算を行っていない場合)

- ・売掛金、受取手形、貸付金等に対する貸倒引当金…控除しない
- ・自己株式…資本金等の額の控除項目。資産計上しない。
- ・取引相場のない株式…評価差額に対する法人税額相当額を控除しない(財基通186-3)
- ・課税時期前3年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利…課税時期における通常の取引価額に相当する金額
- ・課税時期前3年を超えて取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利…財産評価基本通達による評価

※5 主な各負債の相続税評価額(仮決算を行っていない場合)

- ・引当金、準備金等、債権償却特別勘定等…負債としない。ただし、退職給与引当金のうち平成14年改正法人税法附則8条((退職給与引当金に関する経過措置))2項及び3項の適用後の退職給与引当金勘定の金額に相当する金額(取崩残額)は債務とする。
- ・死亡退職金等…被相続人の死亡により相続人その他の者に支給することが確定した死亡退職金、功労金その他みなし財産となる給与の金額(課税除外となる弔慰金は除く)。
 死亡退職金等を年金方式により支給する場合は、基準年率による複利年金現価率により計算した金額。
- ・受取保険金にかかる法人税額等相当額…保険差益に対する法人税等相当額

【一般の評価会社…配当還元方式】

配当還元方式	企業の過去の配当額を一定の金利に基づいて現在価値に割り引き、株式評価を行う方法	50円ベースの1株当たりの配当(注) × 1株当たり資本金 10% (注)無配の場合、2.5円
--------	---	---

事業承継を行う際は、株価引下げとなるタイミングを検討する必要があります。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできません